

令和 7 年 8 月 15 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

協力医療機関に関する届出について（お知らせ）

平素は本市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標題の件につきましては、介護保険の基準省令の定めにより一年に一回以上の届出をお願いしているところです。

その基準省令の中に「一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに」という文言があります。協力医療機関との対応方法等を一年に一回以上確認しなければならないというのですが、この一年の期間について、本市におきましては『6月より翌年5月の期間』となりますのでご承知おきください。（届出時期の6月で区切る形になります。）

定例の届出時における注意点等につきましては以下のとおりです。

- ① 前回確認日が前回届出時における対象期間（以下の例でR6.6～R7.5の期間）に含まれ、今回確認日が今回届出時における対象期間（以下の例でR7.6～R8.5の期間）に含まれていれば、前回確認日から今回の確認日が1年以上経過していても可

例：届出期間 令和8年6月中
前回確認日 令和7年4月10日（R6.6～R7.5の期間）
今回確認日 令和8年5月15日（R7.6～R8.5の期間）

➤ それぞれの確認日について設定期間が重複していないので可

- ② 年度をまたいでいたとしても、前回の確認日と今回の確認日が同一の対象期間（以下の例でR7.6～R8.5の期間）に含まれている場合は不可

例：届出期間 令和9年6月中
前回確認日 令和8年2月10日（R7.6～R8.5の期間）
今回確認日 令和8年5月10日（R7.6～R8.5の期間）

➤ この場合は確認日が令和7年度と令和8年度にまたがっていてもR7.6～R8.5の期間で重複してしまっている。R8.6～R9.5の間に改めて確認する必要あり。

なお、協力医療機関に関する届出につきましては、NAGOYAかいごネットの「協力医療機関に関する定例の届出について」のページをご参照ください。

<https://www.kaigoel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/download/shisetsu/kyouryokuiryou.html>

【問合せ先】

名古屋市事業者指定指導センター

電話 052-950-2232